（支出官事務規程の一部改正）

第五条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「の印を押し」を「と記載し又は記録し」に改める。

第二十六条第一項、第三項及び第四項中「押印」を削る。

第四十六条第一項中「の印を押し」を「と記載し又は記録し」に改める。

第五十条第一項、同条第二項及び第五十一条第一項中「押印」を削る。

別紙第二号書式中「㊞」を削る。

別紙第三号書式表面中「㊞」を削り、同書式裏面中「印を押して、」を削る。

別紙第四号書式中「㊞」、「印影」及び「印を押して」を削る。

別紙第四号の二書式（表面）中「印」を削り、同書式（裏面）中「、押印」を削り、「氏名印」を「氏名」に改める。

別紙第四号の三書式中「会計課長　印」を「会計課長」に、「受給者氏名　　印」を「受給者氏名」に改め、「印を押し」を削る。

別紙第四号の四書式（表面）中「印」を削り、同書式（裏面）中「、押印」を削り、「氏名印」を「氏名」に改める。

別紙第五号書式（その一）、別紙第六号書式（その一）、別紙第七号書式（その一）及び別紙第八号書式（その一）中「㊞」を削る。

別紙第九号の二書式から別紙第九号の十一書式までの書式中「㊞」を削る。

別紙第十号書式中「㊞」を削る。

別紙第十四号書式付表（その四）中、「㊞」を削り、「（日付印）」を「（日付）」に、「発行者印を」を「本人」に「確認し」を「確認をし」に改める。

別紙第十五号書式（表面）中「㊞」を削り、「（日付印）」を「（日付）」に改め、同書式（裏面）中、「氏名　　㊞　　」を「氏名　　」に、「収入印紙」を「収入印紙」に、「記入し印を押し」を「記入し」に、「記名して印を押して」を「記名して」に、「記名して印を押すか」を「署名するか」に、「消印」を「消」に改める。

別紙第十八号書式から別紙第二十号書式までの書式中「何店　　㊞）」を「何店　　）」に改める。

別紙第二十一号書式中「㊞」を削る。

（出納官吏事務規程の一部改正）

第六条　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「の印をおさ」を「と記載し」に改める。

第三十四条第一項中「の印をおさ」を「と記載し」に改め、同条第四項、第三十五条第一項及び第二項中「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第三十六条第二項中「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第五十九条第一項中「押印」を削る。

第七十条中「て認印をおさ」を削る。

第七十二条及び第七十三条第一項中「認印をおし」を削る。

第八十一条中「の印を押」を「と記載」に改める。

第一号書式中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改め、「㊞」を削る。

第二号書式中「㊞」を削る。

第三号書式中「㊞」及び「㊞」を削る。

第五号書式、第十一号書式から第十三号の三書式から第十四号書式までの書式中「㊞」を削る。

第十五号書式甲から第十五号の二書式までの書式中「認印」を削る。

第十九号書式中「何店　㊞）」を「何店　）」に改める。

第二十号書式（その一）中「何店　㊞）」を「何店　）」に改める。

第二十号書式（その二）中「何店　㊞）」を「何店　）」に改める。

（保管金払込事務等取扱規程の一部改正）

第七条　保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第六条第二項中「の印」を「と」に、「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第八条の二第四項中「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第十二条中「押印」を削る。

第十三条第二項中「の印」を「と」に、「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第一号書式及び第一号の二書式中「㊞」を削る。

第二号書式中「㊞」及び「㊞」を削る。

第三号書式及び第四号書式中「㊞」を削る。

（駐留軍等労働者及び公共事業労務者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則の一部改正）

第八条　駐留軍等労働者及び公共事業労務者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　出納官吏は、前項の場合において、駐留軍等労働者からあらかじめ給与金の支払事務の実施に必要な事項を届け出させて作成した書面（当該労働者から届出事項の変更の届出があつたときにあつては、当該変更届出書）を委託銀行に送付しなければならない。

第六条第一項中「受領印を押させて」を「記名させて」に改め、同条第二項中「当該給与金支払書にあらかじめ届け出た印鑑により受領印を押させ、印鑑照合簿と照合して相違がないことを確めた」を「本人確認を行つた」に改める。

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程の一部改正）

第九条　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「押印」を削る。

第二十八条中「の印を押し」を「と記載し」に改める。

第一号書式から第四号書式までの書式中「㊞」を削る。

第五号書式中「官職　㊞」を「官職」に改め、同書式付表（その2）第二片中「（何店　㊞）」を「（何店）」に、「日付印」を「日付」に、「発行者印」を「発行者」に改め、同付表第三片中「（何店　㊞）」を「（何店）」に改める。

第六号書式中「（特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官又は特別調達資金出納命令官）」を「（特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官又は特別調達資金出納命令官　官職　㊞）」に、「氏名　　㊞　　」を「氏名　　」に、「収入印紙」を「収入印紙」に、「日付印」を「日付」に、「記入し印を押して」を「記入して」に、「記名して印を押して」を「記名して」に、「記名して印を押す」を「記名する」に、「消印して」を「消して」に改める。

第十号書式中「㊞」を削る。